

# 第94回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

業務の適正を確保するための体制  
業務の適正を確保するための  
体制の運用状況の概要  
連結注記表  
個別注記表

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

## 東洋建設株式会社

法令及び当社定款第15条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.toyo-const.co.jp/>) に掲載することにより、ご提供しているものであります。

## 1. 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

### 内部統制システムについて

#### (1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役、執行役員及び使用人は、「経営理念」、「行動規範」、「行動指針」を最優先すべき基本的判断基準として職務の執行にあたる。
- ② 社長を委員長とするリスクマネジメント委員会は、「内部統制監査結果報告による抽出課題の検討、実施」、「コンプライアンス方針の策定、改定」、「法遵守、企業倫理意識の普及、啓蒙方針の決定」等を行い、関係部門へ指示を行うとともに、取締役会へその活動を報告する。
- ③ リスクマネジメント部は各部門のコンプライアンスに関する必要な教育、指導等を行う。
- ④ 経営管理本部総務部長は、法令遵守上疑義のある行為等を把握した場合は、調査の上適時適切にリスクマネジメント委員会へ報告を行い、必要な指導を行う。
- ⑤ 総合監査部は、各部門の職務執行状況や内部統制の有効性と妥当性の確認を行うことにより、職務の執行の適正性を確保する。
- ⑥ 社内通報体制として社内・社外の双方に通報窓口を持つ内部通報制度を構築している。

#### (2) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 経営基本規程、組織関係規程等に基づき、取締役の職務の執行が適正に行える体制を整備する。
- ② 執行役員制度を採用することにより取締役の員数を少なくし、経営の意思決定の迅速化を図る。

#### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理規程及び防災規程に基づき、各担当部門は定められた日常リスクの管理を行う。
- ② 大規模災害等の非常時対応を要する事態の発生時においては、被害・損失を最小限とするため、社長を本部長とする非常時対策本部を設置する。

- ③首都圏直下型地震の発生を想定したBCP(事業継続計画)を策定している。

#### (4)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①重要な会議の議事録、重要な事項に関する稟議書、契約書及びそれらの関連資料を法令、文書管理及び情報セキュリティに関する諸規程に基づき、適切に保管する。
- ②文書規程に基づく文書管理責任者は、文書の管理を適切に行う。

#### (5)当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①経営企画部は、関係会社管理規程に基づき、当社及び子会社から成る企業集団の経営計画の策定や、重要な意思決定に際し事前協議や指導を行うとともに、定期的に子会社社長を招集し、当社が関与して策定した経営計画の進捗等、経営状況のヒアリングを行う。
- ②総合監査部は、当社及び子会社から成る企業集団における業務執行状況や内部統制の有効性と妥当性の確認を行い、業務執行の適正性及び経営の効率性・健全性を確保する。
- ③リスクマネジメント部は、当社及び子会社から成る企業集団のコンプライアンスに関する必要な教育、指導、支援等を行う。
- ④内部通報制度の通報窓口を当社及び子会社から成る企業集団にも構築し、企業集団におけるコンプライアンスの実効性を高めている。

#### (6)当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ①監査役は、当社取締役会他の重要な会議に出席することのほか、必要に応じて業務執行に関する関係資料の閲覧、提出を当社及び子会社の取締役、使用人に求めることができる。
- ②当社及び子会社の取締役及び使用人は、会社に重大な影響を与える事態の発生または発生の恐れがあるときは、監査役に対し報告を行うことができる。
- ③当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査役が事業及び業務の報告を求めた場合、迅速かつ適切に対応する。

(7) 上記(6)の報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役への情報提供を理由とした当該報告者に対する不利益な処遇は一切行わない。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役、執行役員及び使用人は、監査役会規程及び監査役会規程細則に基づく監査役の監査が、実効的に行われるよう協力する。
- ② 監査役は、会計監査人、総合監査部及び子会社の監査役との連携を保ち、監査の有効性を高める。
- ③ 監査役がその職務の執行について当社に対し費用の前払等を請求した場合は速やかに当該費用または債務を精算する。

(9) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人は置いていないが、監査役または監査役会より職務補助者設置の要望があった場合は、職務補助者の選任を行う。また当該補助者は監査役の指揮命令下に従うものとし、取締役からの指揮は受けないものとする。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 財務報告に係る内部統制として、関連する規程類の整備及び適正な運用を徹底し、信頼性のある財務報告を作成する。
- ② 総合監査部は、財務報告に係る内部統制監査を実施し、内部統制の不備等の検出と各部門の是正を通じ、財務報告の信頼性を高める。

反社会的勢力排除について

(1) 基本的な考え方

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断することに全社を挙げて取り組む。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

- ① 総括部署を経営管理本部総務部とする。

- ② 本社では全国暴力追放運動推進センター、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会や東京湾岸地区特殊暴力防止対策協議会、各支店においても地区の協議会などの外部団体と連携し、相談や情報収集を行い、反社会的勢力排除に取り組む。
- ③ コンプライアンスマニュアルに反社会的勢力に対する具体的な行動指針を定めており、定期的に研修を実施することにより周知徹底を図る。
- ④ 反社会的勢力との取引を根絶するため、当社が取引業者との契約に使用する契約約款に、暴力団排除条項を明記する。

## 2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- (1) 取締役会で決議された「内部統制システムの基本方針」を継続的に取り組むべき基本方針と捉え、適宜内容の見直しを図るとともに当社及び子会社へ周知徹底しています。
- (2) 社長を委員長とする「リスクマネジメント委員会」を年3回開催し、コンプライアンス及びリスクに関する課題の検討、実施を行い、その内容は取締役会へ定期的な報告を行っております。
- (3) 総合監査部は監査計画に基づき当社支店・営業所23箇所及び子会社7社への業務監査を行い、監査結果は取締役会へ定期的な報告を行っております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ①連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 8社
- ・連結子会社の名称  
(株)トマック、東翔建設(株)、タチバナ工業(株)、東建サービス(株)、東建テクノ(株)、CCT CONSTRUCTORS CORPORATION、とうけん不動産(株)、東建商事(株)

##### ②非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称  
(株)矢内原研究所、(株)オリेंट・エコロジー
- ・連結の範囲から除いた理由  
非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分相当額）及び利益剰余金（持分相当額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ①持分法を適用した非連結子会社の状況

- ・持分法適用の非連結子会社の数 0社

##### ②持分法を適用していない非連結子会社の状況

- ・主要な会社等の名称  
(株)矢内原研究所、(株)オリेंट・エコロジー
- ・持分法を適用していない理由  
持分法を適用していない非連結子会社は、それぞれ当期純損益（持分相当額）及び利益剰余金（持分相当額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社であるCCT CONSTRUCTORS CORPORATIONの決算日は12月31日ですが、決算日の差異が3ヶ月を超えていないため、本連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用しております。なお、連結決算日との差異期間における重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

- ・満期保有目的債券 償却原価法（定額法）
- ・その他有価証券  
時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法  
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- 時価のないもの 移動平均法による原価法

ロ. デリバティブ

- ・デリバティブ 時価法

ハ. たな卸資産

- ・未成工事支出金 個別法による原価法
- ・販売用不動産 個別法による原価法  
（連結貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
- ・流動資産・その他（材料貯蔵品） 先入先出法による原価法  
（連結貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は、定率法を採用しております。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

在外連結子会社は定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、建物・構築物が15～47年、機械、運搬具及び工具器具備品が6～14年であります。

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

ハ. リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### ③重要な引当金の計上基準

#### イ. 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### ロ. 完成工事補償引当金

完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、当連結会計年度の完成工事高に対する将来の見積補償額及び特定工事における将来の補償費用を計上しております。

#### ハ. 工事損失引当金

当連結会計年度末における手持工事のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事について、将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上しております。

#### ニ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### ホ. 役員退職慰労引当金

国内連結子会社は、取締役、監査役の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

### ④重要な収益及び費用の計上基準

#### 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準を適用し、その他の工事契約については、工事完成基準を適用しております。なお、工事進行基準を適用する工事の当連結会計年度末における進捗度の見積りは、原価比例法によっております。

### ⑤重要なヘッジ会計の方法

#### イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を採用しております。

#### ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

金利スワップ取引及び為替予約取引

ヘッジの対象

借入金、外貨建予定取引及び工事未払金

## ハ、ヘッジの方針

当社の規程である「デリバティブ管理規程」に基づき、金利変動リスク、為替変動リスクをヘッジしております。

## 二、ヘッジ有効性評価方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を四半期ごとに比較し、両者の変動額を基礎として判断しております。ただし、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

### ⑥消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理は、税抜方式によるしております。

なお、資産にかかる控除対象外消費税等につきましては、全額費用として処理しております。

### ⑦外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

### ⑧退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

過去勤務費用は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日次連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

### 企業結合に関する会計基準等の適用

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。又、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項(4)、連結会計基準第44－5項(4)及び事業分離等会計基準第57－4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

この結果、当連結会計期間の税金等調整前当期純利益は148百万円減少しております。また、当連結会計年度末の資本剰余金が148百万円増加しております。

## 3. 表示方法の変更に関する注記

### 連結損益計算書

#### ①投資有価証券売却益

前連結会計年度において、区分掲記しておりました「投資有価証券売却益」は、特別利益の総額の100分の10以下となったため、特別利益の「その他」に含めて表示しております。

なお、当連結会計年度における「投資有価証券売却益」の額は、1百万円であります。

#### ②固定資産除却損

前連結会計年度において、特別損失の「その他」に含めて表示しておりました「固定資産除却損」は、特別損失の総額の100分の10を超えたため、区分掲記しております。

なお、前連結会計年度における「固定資産除却損」の額は、7百万円であります。

#### 4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保付債務

①担保に供している資産	建物・構築物	2,188百万円
	機械、運搬具及び工具器具備品（船舶）	562百万円
	土地	18,601百万円
	投資有価証券	44百万円
	計	21,396百万円
営業保証金の代用等として担保に供している資産	投資有価証券	23百万円
②担保に係る債務の金額	短期借入金（長期借入金の振替分を含む）	1,579百万円
	流動負債・その他（預り金）	94百万円
	長期借入金	5,074百万円
	計	6,749百万円

(2) 保証債務の内容及び金額

銀行借入金についての保証 59百万円

(3) 事業用土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

- ・再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める地価公示法の規定により公示された価格（一部は同条第2号に定める国土利用計画法施行令に規定する基準地について判定された標準価格、同条第4号に定める地価税法に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額、同条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価）に合理的な調整を行って算出
- ・再評価を行った日 平成12年3月31日
- ・再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額  $\Delta$ 8,227百万円
- ・上記のうち賃貸等不動産にかかる当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額  $\Delta$ 843百万円

- (4) 圧縮記帳額  
有形固定資産に係る国庫補助金の受入れ等による圧縮記帳累計額  
機械、運搬具及び工具器具備品 128百万円
- (5) コミットメントライン契約  
当社は、運転資金の効率的な調達を行うため主要取引金融機関8社等とコミットメントライン（特定融資枠）契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。
- |                 |           |
|-----------------|-----------|
| コミットメントライン契約の総額 | 15,000百万円 |
| 借入実行残高          | 8,000百万円  |
| 差引額             | 7,000百万円  |
- (6) 工事損失引当金に対応する未成工事支出金の金額 224百万円
- (7) 非連結子会社及び関連会社に対する投資有価証券の金額 65百万円

#### 5. 連結損益計算書に関する注記

- (1) 工事進行基準による完成工事高 71,872百万円
- (2) 売上原価のうち工事損失引当金繰入額 112百万円
- (3) 研究開発費の総額 357百万円
- (4) 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(単位：百万円)

用途	種類	場所	減損損失
遊休資産	土地	大阪府	124

当社グループは、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分（会社、支店及び事業部）を単位として、賃貸用資産、遊休資産及び処分予定資産は個別の物件ごとに、共用資産は、会社又は本支店及び事業部ごとにグルーピングしております。

遊休資産は帳簿価額を正味売却価額まで減額しており、当該減少額を減損損失124百万円として特別損失に計上しております。

#### 6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度末の発行済株式の総数に関する事項
- |      |          |
|------|----------|
| 普通株式 | 94,371千株 |
|------|----------|
- (2) 当連結会計年度末の自己株式の種類及び数
- |      |         |
|------|---------|
| 普通株式 | 41,518株 |
|------|---------|

### (3) 剰余金の配当

#### ①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	848	9.0	平成27年 3月31日	平成27年 6月29日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成28年6月29日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

配当金の総額 1,131百万円

1株当たり配当額 12円

基準日 平成28年3月31日

効力発生日 平成28年6月30日

なお配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び完成工事未収入金に係る顧客の信用リスクは、顧客について厳格な審査の実施や情報の収集等の与信管理を行いリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、このうち長期借入金の一部については、支払金利の変動リスクを回避するため、金利スワップ取引をヘッジ手段として利用しております。デリバティブ取引は、将来の為替変動によるリスク回避及び金利変動リスク回避を目的とし、執行・管理については内部管理規程に従って行っており、投機目的のデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額(*1)	時価(*1)	差額
①現金預金	19,222	19,222	—
②受取手形・完成工事未収入金等	53,206	53,206	—
③投資有価証券			
其他有価証券	1,417	1,417	—
④支払手形・工事未払金等	(39,954)	(39,954)	—
⑤短期借入金	(14,305)	(14,305)	—
⑥長期借入金	(6,873)	(6,888)	14
⑦デリバティブ取引(*2)	(2)	(2)	—

(\*1)負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(\*2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

①現金預金及び②受取手形・完成工事未収入金等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっております。

④支払手形・工事未払金等及び⑤短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### ⑥長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、一定期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

#### ⑦デリバティブ取引

為替予約取引等によるものであり、時価の算定は取引金融機関から提示された価額に基づいております。なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

2. 非上場株式等（連結貸借対照表計上額 流動資産・その他（有価証券）71百万円、投資有価証券1,343百万円 計1,415百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③投資有価証券」には含めておりません。

### 8. 賃貸等不動産に関する注記

#### (1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、兵庫県その他の地域において、賃貸用の土地、建物を有しております。

#### (2) 賃貸等不動産の時価等に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
6,342	5,272

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）によっております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	405円88銭
(2) 1株当たり当期純利益金額	47円92銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項なし

## 個別注記表

1. 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況  
該当事項なし

## 2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### ①有価証券

- |                |   |
|----------------|---|
| ・満期保有目的債券      | 償却原価法（定額法）  |
| ・子会社株式及び関連会社株式 | 移動平均法による原価法   |
| ・その他有価証券       |   |
| 時価のあるもの        | 決算期末日の市場価格等に基づく時価法<br>（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| 時価のないもの        | 移動平均法による原価法   |

#### ②デリバティブ

- |         |     |
|---------|-----|
| ・デリバティブ | 時価法 |
|---------|-----|

#### ③たな卸資産

- |                  |  |
|------------------|--|
| ・未成工事支出金         | 個別法による原価法  |
| ・販売用不動産          | 個別法による原価法<br>（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）   |
| ・流動資産・その他（材料貯蔵品） | 先入先出法による原価法<br>（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） |

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### ①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。  
なお、主な耐用年数は、建物・構築物が15～47年、機械・運搬具が6～14年であります。

#### ②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。  
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

#### ③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②完成工事補償引当金

完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、当事業年度の完成工事高に対する将来の見積補償額及び特定工事における将来の補償費用を計上しております。

③工事損失引当金

当事業年度末における手持工事のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事について、将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上しております。

④賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

⑤退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

(4) 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準を適用し、その他の工事契約については、工事完成基準を適用しております。なお、工事進行基準を適用する工事の当事業年度末における進捗度の見積りは、原価比例法によっております。

(5) ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

金利スワップ取引及び為替予約取引

ヘッジの対象

借入金、外貨建予定取引及び工事未払金

③ヘッジの方針

当社の規程である「デリバティブ管理規程」に基づき、金利変動リスク、為替変動リスクをヘッジしております。

④ヘッジ有効性評価方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を四半期ごとに比較し、両者の変動額を基礎として判断しております。

ただし、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(6) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理は、税抜方式によっております。なお、資産に係る控除対象外消費税等については、全額費用としております。

### 3. 会計方針の変更に関する注記

#### 企業結合に関する会計基準等の適用

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という）等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる計算書類に与える影響はありません。

#### 4. 表示方法の変更に関する注記

##### 貸借対照表

##### ①電子記録債権

前事業年度において、流動資産の「受取手形」に含めて表示しておりました「電子記録債権」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

なお、前事業年度における「電子記録債権」は650百万円であります。

##### ②有形固定資産

前事業年度において、有形固定資産に一括掲記しておりました「減価償却累計額」は、貸借対照表の明瞭性を高めるため、当事業年度より各資産科目に対する控除科目として独立掲記する方法に変更しております。

なお、前事業年度における「有形固定資産」の「減価償却累計額」△19,004百万円は、「建物・構築物」の「減価償却累計額」△9,032百万円、「機械・運搬具」の「減価償却累計額」△8,783百万円、「工具器具・備品」の「減価償却累計額」△1,100百万円、「リース資産」の「減価償却累計額」△88百万円であります。

##### 損益計算書

##### 固定資産除却損

前事業年度において、特別損失の「その他」に含めて表示しておりました「固定資産除却損」は、特別損失総額の100分の10を超えたため、区分掲記しております。

なお、前事業年度における「固定資産除却損」は5百万円であります。

## 5. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保付債務		
①担保に供している資産	建物・構築物	2,130百万円
	機械・運搬具（船舶）	1百万円
	土地	18,691百万円
	計	20,823百万円
営業保証金の代用等として担保に供している資産	投資有価証券	23百万円
②担保に係る債務の金額	短期借入金(長期借入金 の振替分を含む)	1,456百万円
	預り金	94百万円
	長期借入金	4,674百万円
	計	6,226百万円
(2) 保証債務の内容及び金額		
銀行借入金についての保証		
	(株)トマック	534百万円
	ホテル朱鷺メッセ(株)	59百万円
	CCT CONSTRUCTORTS CORPORATION	246百万円
	東翔建設(株)	38百万円
	計	878百万円
(3) 関係会社に対する金銭債権、債務		
	関係会社に対する短期金銭債権	756百万円
	関係会社に対する長期金銭債権	1,434百万円
	関係会社に対する短期金銭債務	2,094百万円

(4) 事業用土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

- ・再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法の規定により公示された価格(一部は同条第2号に定める国土利用計画法施行令に規定する基準地について判定された標準価格、同条第4号に定める地価税法に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額、同条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価)に合理的な調整を行って算出
- ・再評価を行った日 平成12年3月31日
- ・再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額  $\Delta 8,227$ 百万円

(5) 圧縮記帳額

有形固定資産に係る国庫補助金の受入れ等による圧縮記帳累計額

機械・運搬具(機械及び装置)	62百万円
機械・運搬具(船舶)	65百万円
計	128百万円

(6) コミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため主要取引金融機関8社等とコミットメントライン(特定融資枠)契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

コミットメントライン契約の総額	15,000百万円
借入実行残高	8,000百万円
差引額	7,000百万円

(7) 工事損失引当金に対応する未成工事支出金の金額 224百万円

6. 損益計算書に関する注記

(1) 工事進行基準による完成工事高	67,683百万円
(2) 売上高のうち関係会社に対する部分	584百万円
(3) 売上原価のうち関係会社からの仕入高	6,681百万円
(4) 売上原価のうち工事損失引当金繰入額	106百万円
(5) 関係会社との営業取引以外の取引高	67百万円
(6) 研究開発費の総額	357百万円

## 7. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 事業年度末の発行済株式の総数に関する事項  
 普通株式 94,371千株
- (2) 事業年度末の自己株式の種類及び数  
 普通株式 41,518株
- (3) 剰余金の配当  
 ①配当金支払額

決 議	株式の 種 類	配 当 金 の 総額(百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通 株式	849	9.0	平成27年 3月31日	平成27年 6月29日

- ②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成28年6月29日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

配当金の総額 1,131百万円  
 1株当たり配当額 12円  
 基準日 平成28年3月31日  
 効力発生日 平成28年6月30日

なお配当原資については、利益剰余金とすることを予定しており  
 ます。

## 8. 税効果会計に関する注記

- (1)繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	1,151百万円
事業用土地減損	718百万円
賞与引当金	253百万円
貸倒引当金	232百万円
販売用不動産評価損	78百万円
その他	410百万円
繰延税金資産小計	2,845百万円
評価性引当金	△1,027百万円
繰延税金資産合計	1,817百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△175百万円
繰延税金負債合計	△175百万円
繰延税金資産の純額	1,642百万円

(2)法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	33.10%
(調整)	
永久に損金に算入されない項目	0.45%
永久に益金に算入されない項目	△0.21%
住民税等均等割額	1.63%
土地再評価に係る繰延税金負債の取崩額	△0.65%
試験研究費等の税額控除	△2.22%
その他	2.59%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.78%
評価性引当額の減少による影響	△3.14%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>33.33%</u>

(3)実効税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.34%から、平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.86%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.62%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は101百万円減少し、法人税等調整額が111百万円、その他有価証券評価差額金が9百万円、繰延ヘッジ損益が0百万円それぞれ増加しております。

また、再評価に係る繰延税金負債は127百万円減少し、土地再評価差額金が同額増加しております。

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

### 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の 関係会社	前田建設工業(株)	被所有 直接20.20%	民間工事にお ける共同受 注、共同研究 開発及び共同 購買	建設工事の 共同企業体	415	J V工事 未収入金 (注)	415

(注) J V工事未収入金とは、共同企業体構成員として請負った工事のうち、共同企業体代表者に対する債権債務相殺後の債権であります。

このほか海外工事の入札・履行保証等に対し、2,551百万円の債務保証を受けております。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

- |                  |         |
|------------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額    | 397円49銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益金額 | 44円21銭  |

## 11. 重要な後発事象

該当事項なし

## 12. 連結配当規制適用の有無

該当事項なし

## 13. その他

本計算書類中の記載金額は、表示数値未満の端数を切り捨てて表示しております。